

報告事項No.2 請願第10号

2016年3月 日

川崎市教育委員会
教育委員長 島 正人 様
教育長 渡邊直美 様

教科用図書選定審議会の公開を求める請願書

教科書を考える川崎市民の会

共同代表 畑谷嘉宏・江田雅子・木村雅子

連絡先 川崎北合同法律事務所 044-931-5721(畠谷)

事務局長 橋本清貴 連絡先 044-

日頃より、川崎市内で学ぶ児童生徒の健やかな成長・発達のためにご努力されておられますことに敬意を表します。私たちも、川崎の子どもたちの健全な人格形成を望み、市民の立場から応援したいと考え、学習・活動してまいりました。

さて、昨年8月に行われました中学校と高等学校等の教科用図書の採択は、各学校での「教科書の調査研究」を基に、「川崎市教科用図書選定審議会」（以下「選定審議会」という）での審議・報告を受けた教育委員会の会議で採択されました。この「選定審議会」は、実際に教科用図書の採択を行う教育委員会にたいして、「審議結果を答申」するわけで、大変重要な役割を担っています。

川崎市には全国に先駆けて作られた画期的な「川崎市情報公開条例」があります。その前文には原則として次のようなことなどが高らかに宣言されています。「知る権利は、最大限に尊重されなければならない。」「市に関する情報は、公開することを原則とし、非公開とすることができる情報は、必要最小限にとどめられること。」

さらに「川崎市審議会等の公開に関する条例」もあり、その第1条には「この条例は、審議会等の会議を公開することにより、透明かつ公正な会議の運営を図り、市民の市政に対する理解を深め、もって市民の知る権利の確保に資するとともに、開かれた市政の実現を一層推進することを目的とする。」とあります。

ところが、川崎市の「選定審議会」会議は公開されていません。「平成 27 年度川崎市使用教科用図書採択方針について 及び同教科用図書の選定に係る諮問について」の文書の中には「事務執行上影響があるため非公開とする」とありますが、「事務執行上影響がある」という理由はあいまいで、上述したような素晴らしい情報公開条例を持っている川崎市としての対応とは考えられません。因みに、神奈川県教育委員会の教科用図書選定審議会は公開と聞いています。

以上の理由から、今後行われる教育委員会による教科用図書の採択に先立ち、その教育委員会に答申する教科用図書選定審議会の審議の公開を請願します。

以上